# 2015 年度国別ジェンダー 情報整備調査報告書 (カメルーン) (和文)

平成 27 年 12 月 (2015 年)

独立行政法人国際協力機構(JICA) 株式会社タック・インターナショナル

基盤
JR
15-225

#### カメルーンの地図



## 略語表

原語 日本語 APME Agence de Promotion des PME / 中小企業庁 Small and Medium-sized Enterprise Promotion	
Small and Medium-sized Enterprise Promotion	
Agency	
AVZ Agent de Vulgarisation de Zone / 農業普及員	
Zonal Extension Worker	
BDS Business Development Services ビジネス開発サー	ビス
CEDAW Convention on the Elimination of All Forms of 女子に対するあら	ゆる形態
Discrimination against Women の差別の撤廃に関	する条約
(女子差別撤廃条	:約)
CFCE    Centre de Formalités de Création d'Entreprises    企業設立登録セン	<i>'</i> ター
CIDA         Canadian International Development Agency         カナダ国際開発庁	±
DPT         Diphtheria, Pertussis, Tetanus         三種混合ワクチン	/ (ジフテ
リア、百日ぜき、	破傷風)
DSCE Document de Stratégie pour la Croissance et 成長・雇用戦略文	
l'Emploi	
FAO Food and Agriculture Organization of the United Nations 国連食糧農業機関	J
FGM   Female Genital Mutilation   女性性器切除	
GAD   Gender and Development   ジェンダーと開発	Č
GDI         Gender Development Index         ジェンダー開発指	数
GDP Gross Development Product 国内総生産	
GIC Groupe d'Initiative Commune / 住民共同組織	
Common Initiative Group	. It is that
GII Gender Inequality Index ジェンダー不平等	
GIZ Deutsche Gesellschaft für Internationale ドイツ国際協力公	:社
Zusammenarbeit GmbH GNI Gross National Income 国民総所得	
HDI Human Development Index 人間開発指数	
IFAD International Fund for Agricultural Development 国際農業開発基金	
ILO International Labour Organization 国際労働機関	•
JICA Japan International Cooperation Agency 国際協力機構	
MDGs Millennium Development Goals ミレニアム開発目	
MINADER Ministère de l'Agriculture et du Développement 農業・農村開発省	-
Rural /	
Ministry of Agriculture and Rural Development	
MINFOF Ministère des Forêts et de la Faune / 森林・野生動物省	
Ministry of Forestry and Wildlife	
MINPMEESA Ministère des Petites et Moyennes Entreprises de 中小企業・社会経	済・手工
l'Economie Sociale et de l'Artisanat / 業省	
Ministry of Small and Medium-sized Enterprises, Social Economy and Handicrafts	
MINPROFF Ministère de la Promotion de la Femme et de la 女性のエンパワメ	ント・家
Famille / 族省	. 25
Ministry of Women's Empowerment and Family	
NDP   Net Domestic Product   国内純生産	
NGO Non-governmental Organization 非政府組織	
PME / Petites et moyennes entreprises / 中小企業	

SME	Small and medium-sized enterprises	
PRODERiP	Projet de Développement de la Riziculture	熱帯雨林地域陸稲振興プロ
	Pluviale de Plateaux en Zone de Forêts à	ジェクト
	Pluviométrie Bimodale	
WID	Women in Development	開発と女性

地図

#### 略語表

- 0. 調査の目的
- 1. 基礎指標
  - 1.1 人間開発・ジェンダー開発指数
  - 1.2 ミレニアム開発目標
  - 1.3 人口
  - 1.4 経済指標
  - 1.5 教育関連指標
  - 1.6 保健医療関連指標
  - 1.7 ジェンダー条約、法律等
- 2. 社会・経済事情及びジェンダー事情の概要
  - 2.1 社会経済事情の概要
  - 2.2 人口
  - 2.3 ジェンダー事情の概要
  - 2.4 貧困
  - 2.5 教育
  - 2.6 保健
  - 2.7 農業
  - 2.8 雇用·経済活動
  - 2.9 政治参加
  - 2.10 ジェンダーに基づく暴力 (Gender-based violence)
- 3. カメルーン政府のジェンダー主流化への取り組み
  - 3.1 ジェンダー政策
  - 3.2 ジェンダー平等(女性の地位向上)のためのナショナルマシナリー
- 4. 他の援助機関等の取り組み
- 5. JICA 事業のジェンダー主流化状況

主な参考資料

表

- 表1 カメルーンの人口
- 表 2 新規設立された中小企業数
- 表3 ヤウンデで新規設立された中小企業数
- 表 4 公的な職種における女性の割合
- 表 5 国家ジェンダー政策文書の戦略的分野
- 表 6 主な援助機関等のカメルーンにおけるジェンダー関連活動内容

义

図1 カメルーン国 ジェンダー平等推進のためのナショナルマシナリー

#### 0. 調査の目的

開発援助においては、1960年代から、開発途上国の女性の開発への参加及び女性の地位向上が重視されるようになり、1970年代には「開発と女性(Women in Development: WID)の概念が登場した。1980年代には、女性に着目するWID に代わり、男性と女性の相対的な関係や社会システムに着目する「ジェンダーと開発(Gender and Development: GAD)」が定着した。「ジェンダー主流化」は GAD の考え方に基づき、全ての開発政策や事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、政策や事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、ジェンダーの視点に立って開発ニーズやインパクトを明確にしていくプロセスである。

日本政府は、2013 年及び 2014 年の国連総会での首相演説で、政府開発援助におけるジェンダー平等や女性のエンパワメントへの積極的な支援について表明し、2015 年 2 月に閣議決定した開発協力大綱において、人間の安全保障の推進としてジェンダー平等視点の重要性を打ち出している。JICA は中期目標・計画で「ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進」に取り組むことを掲げている。JICA は 1996 年以来計 80 の援助対象国においてジェンダー情報整備調査を実施し、援助対象国におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する案件形成・実施や、事業におけるジェンダーの視点の組み込みの促進を図っている。

本件調査は、基礎指標、女性の概況、ジェンダーに関する政府の取組、他援助機関の支援等、カメルーンの基本的なジェンダー関連情報取りまとめと、JICA 事業を実施する上で必要なジェンダー視点の整理を行い、事業サイクルを通じてジェンダー主流化を促進することを目的とした。また、JICA がジェンダー主流化の促進を検討している「民間セクター開発」「農業・農村開発」「環境保全」分野について、既存・新規案件におけるジェンダー視点からのレビュー・提言を行った。現地調査を 2015 年 10 月 8 日から24 日にかけて実施し、ジェンダーや上記分野に関係する省庁・機関や他ドナー、JICA事業のカウンターパート機関・日本側プロジェクトチーム・受益者のインタビューを実施した。

#### 1. 基礎指標

#### 1.1 人間開発・ジェンダー開発指数

#### 人間開発指数(Human Development Index: HDI)

	<del>-</del>	
年	2008	2014
HDI	0.477	0.512
HDI 順位(188 カ国中)	154	153

出所: UNDP Human Development Reports

#### ジェンダー開発指数 (Gender-related Development Index: GDI) 2014 年

<del>-</del>	
GDI (男性の HDI に対する女性の HDI の割合) 2014	0.879
GDI 位置づけ(188 カ国中)	第5グループ
HDI (女性) 2014	0.478
HDI (男性) 2014	0.544
出生時平均余命(女性)2014	56.7
出生時平均余命(男性)2014	54.4
平均通学年数(女性)2014	5.3
平均通学年数(男性)2014	6.7
生涯のうちに受けられるであろう教育年数(女性)2014	9.5
生涯のうちに受けられるであろう教育年数(男性)2014	11.2
一人当たり国民総所得(女性)(2011 PPP\$) 2014	2,266
一人当たり国民総所得(男性)(2011 PPP\$) 2014	3,341

出所: UNDP Human Development Reports

http://hdr.undp.org/en/content/table-5-gender-related-development-index-gdi

注:出生時平均余命以下のデータは GDI (2014年) の計算に用いられた数値であり、本報告書内の他の場所で引用されている最新のデータとは必ずしも一致しない。

HDI は人間開発の基本的な3つの側面 (健康、知識、生活水準)を測る。GDI は男性のHDI に対する女性のHDI の割合を計算し、男女格差を示す。GDI は0から1の間で示され、1に近いほど男女格差が少ないことになる。

- 全世界平均: 0.924
- 人間開発が極めて進んでいる (very high human development) 諸国平均 <sup>1</sup>: 0.978
- 人間開発が進んでいる (high human development) 諸国平均: 0.954
- 人間開発が中程度(medium human development)諸国平均: 0.861
- 人間開発が進んでいない (low human development) 諸国平均: 0.830
- 開発途上国平均: 0.899
- サブサハラアフリカ平均: 0.872

カメルーンは HDI の値から「人間開発が進んでいない(low human development)」 国に分類されており、GDI はそれら諸国の平均よりも高い。サブサハラアフリカ諸国の 平均と同程度で、男女格差が最も大きい「第5グループ」に分類される $^2$ 。

<sup>1</sup> 日本の GDI は 0.961 であり、5 つのうちの上から 2 番目である「第 2 グループ」に属する。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 男女格差が小さい方が第1グループ、格差が大きい方が第5グループとなる。主な国は以下のとおり。 第1グループ: ノルウェー、オーストラリア、デンマーク、米国、カナダ、シンガポール、ベルギー、フ ランス、フィンランド、スペイン、ブルネイ、カタール、ロシア、ウルグアイ、カザフスタン、ブラジル、

#### ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index: GII) 2014 年

GII	0.587
GII 順位(161 カ国中)	132
妊産婦死亡率 2013	590
思春期出生率 2010/2015	115.8
国会議員の中の女性の割合 2014	27.1
25 歳以上の女性のうち中等教育を受けた経験がある者の割合 2005-2014	21.3
25 歳以上の男性のうち中等教育を受けた経験がある者の割合 2005-2014	34.9
労働参加率(15 歳以上女性)2013	63.8
労働参加率(15 歳以上男性)2013	76.8

出所: UNDP Human Development Reports

http://hdr.undp.org/en/content/table-4-gender-inequality-index

注:妊産婦死亡率以下のデータは GII (2014年) 計算に用いられた数値であり、本報告書内の他の場所で引用されている最新のデータとは必ずしも一致しない。

GII は人間開発の3つの側面(リプロダクティブ・ヘルス、エンパワメント、経済的な状況)から男女格差を測るものである。GII の値は0から1の間で示され、値が大きいほど男女格差が大きいことを示す。

- 全世界平均: 0.449
- 人間開発が極めて進んでいる (very high human development) 諸国平均 <sup>3</sup>: 0.199
- 人間開発が進んでいる (high human development) 諸国平均: 0.310
- 人間開発が中程度(medium human development)諸国平均: 0.506
- 人間開発が進んでいない (low human development) 諸国平均: 0.583
- 開発途上国平均: 0.478
- サブサハラアフリカ諸国平均: 0.575

カメルーンは HDI の値から「人間開発が進んでいない(low human development)」国に分類されており、GII に関してはそれら諸国の平均よりも低い。また、サブサハラアフリカ諸国の平均よりも低い。

#### 1.2 ミレニアム開発目標

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
目標・指標	ベースライン	最新データ
目標1 極度の貧困と飢餓の撲滅		
•1-A 1990年と比較して1日の収入が1米ドル未満の人口比率を2015年までに半減させ		
る。		

ボツワナ、フィリピン、ナミビア等

第2グループ:スイス、ドイツ、アイルランド、ニュージーランド、英国、イスラエル、日本、イタリア、 クウェート、リビア、ルワンダ等

第3グループ:オランダ、韓国、オーストリア、バーレーン、マレーシア、スリランカ、メキシコ、ペルー、中国、インドネシア、南アフリカ、タンザニア等

第 4 グループ: サウジアラビア、オマーン、トルコ、ザンビア、ガーナ、バングラデシュ、ケニア、ジンバブエ等

第5グループ:レバノン、イラン、ヨルダン、アルジェリア、チュニジア、エジプト、モロッコ、インド、カンボジア、ナイジェリア、カメルーン、ウガンダ、セネガル等

<sup>3</sup> 日本は「人間開発が極めて進んでいる」国であり、GII は 0.133、161 カ国中 26 位である。

	T .=	T
1日の収入が1米ドル未満の人口比率 (*1)	47.4%	27.6%
	(1996年)	(2007年)
目標 2 普遍的初等教育の達成		
•2-A 2015年までに、世界中のすべての子どもが男女	の区別なく初等教育	育の全課程を修了
できるようにする。		
初等教育修了率	全体 55.6%	全体 72.6%
	男子 57.6%	男子 76.4%
	女子 53.5%	女子 67.6%
	(1990年)	(2011年)
目標3 ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上	, , , , , ,	1 , - , ,
•3-A 2005 年までに初等・中等教育における男女格差の	の解消を達成し、20	015 年までにすべ
ての教育レベルにおける男女格差を解消する。		713   & (())
初等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率	0.86	0.89
勿寺教育にわける方丁生使に対する女丁生使の比率	(1990年)	(2014年)
	0.68	0.86
中等教育にわける方丁生徒に対する女丁生徒の比学	(1990年)	(2013年)
日福 4 《公田式七本》》	(1990 平)	(2013 +)
目標 4 乳幼児死亡率の削減	ニナベに2八の1に	<b>火ルナン</b>
•4-A 1990年と比較して5歳未満児の死亡率を2015年		
5 歳未満児死亡率(出生 1,000 件あたり)	138	87.9
	(1990年)	(2015年)
乳児死亡率(出生1,000件あたり)	85.6	57.1
In the second of the second at	(1990年)	(2015年)
目標 5 妊産婦の健康の改善		
•5-A 1990年と比較して妊産婦の死亡率を2015年まて		
妊産婦死亡率(出生10万件あたり)	720	590
	(1990年)	(2013年)
•5-B 2015 年までにリプロダクティブ・ヘルス(性と:		への普遍的アク
セス(必要とする人が利用できる機会を有する状態)	を実現する。	
医療従事者が立ち会った出産の割合	63.8%	63.6%
	(1991年)	(2011年)
既婚女性(15-49 歳)の避妊実行率	16.1%	23.4%
	(1991年)	(2011年)
産前検診受診率(1回以上)	78.8%	84.7%
	(1991年)	(2011年)
産前検診受診率(4回以上)	49.0%	62.2%
	(1991年)	(2011年)
目標 6 HIV/エイズ、マラリア及びその他の疾病の蔓	蔓延 <u>防止</u>	
•6-A HIV/エイズの蔓延を 2015 年までに阻止し、そ	の後減少させる。	
HIV と共に生きる人の割合(15-49 歳)	1.30%	4.27%
	(1990年)	(2013年)
•6-B 2010 年までに HIV/エイズの治療への普遍的ア	クセスを実現する。	•
HIV 感染者の中で抗レトロウィルス薬による治療	32.7%	40.8%
(Antiretroviral therapy: ARV) を受けている人の割合	(2009年)	(2011年)
Time a or in the inertial in t	, , , , ,	
•6-C マラリア及びその他の主要な疾病の蔓延を 2015	年までに阻止しる(	
マラリア感染報告数	データなし	19,943
	/ / / 4 U	(2012年)
	データなし	65
· / / / クムに十(八日 10 // // //にソ/	1 / 40	1 35

		(2012年)
結核感染率(人口10万人あたり)	175	299
	(1990年)	(2013年)
目標 7:環境の持続可能性確保		
•7-C 安全な飲料水と衛生施設を利用できない人口の割合を半減させる		
適切な飲料水を利用できる人口の割合	51%	76%
	(1990年)	(2015年)
適切な衛生施設(トイレ)を利用できる人口の割合	40%	46%
	(1990年)	(2015年)

出所: (\*1) UNDP <a href="http://www.social.tn/fileadmin/user1/doc/rapportPNUD2014final.pdf">http://www.social.tn/fileadmin/user1/doc/rapportPNUD2014final.pdf</a>
その他 Millennium Development Goals Indicators (The Official United Nations Site for the MDG Indicators)

## 1.3 人口

年	2010	2015
総人口	20,591 千人	23,334 千人
うち女性	10,302 千人(50%)	11,672 千人(50%)

出所: United Nations Population Division <a href="https://esa.un.org/unpd/wpp/Download/Standard/Population/">https://esa.un.org/unpd/wpp/Download/Standard/Population/</a>

## 1.4 経済指標

## 経済指標

年	2009	2014
国民総所得総額	233.7 億ドル	309.1 億ドル
一人当たり国民総所得	1,160 ドル	1,360 ドル
国内総生産成長率	1.93%	5.9%
対外債務残高	28.3 億ドル	49.2 億ドル
	(2008年)	(2013年)
インフレ率	3.0%	1.9%
ジニ指数	42.82	データなし
	(2007年)	
援助受取総額	5.49 億ドル	7.37 億ドル
	(2008年)	(2013年)

出所: World Bank database http://data.worldbank.org

## 産業比率(対 GDP)

年	2009	2014
農業	23.5%	22.7%
工業	29.9%	30.6%
サービス業等 その他	46.6%	46.4%

出所: World Bank database <a href="http://data.worldbank.org">http://data.worldbank.org</a>

## 労働指標

年		2008	2013
労働参加率(15-64 歳)	全体	70.4%	71.2%
	男性	76.4%	77.0%
	女性	64.4%	65.4%
失業率	全体	4.5%	4.0%
	男性	4.1%	3.7%
	女性	5.0%	4.4%

出所: World Bank database <a href="http://data.worldbank.org">http://data.worldbank.org</a>

#### 産業別労働比率

年	2005	2010
農業	55.7%	53.3%
工業	14.1%	12.6%
サービス業	30.2%	34.1%

出所: World Bank database <a href="http://data.worldbank.org">http://data.worldbank.org</a>

## 1.5 教育関連指標

年		2009	2014
成人識字率(15 歳以上)	全体	71%(2010年)	75%(2015 年)
	男性	78%(2010年)	81%(2015年)
	女性	65%(2010年)	69%(2015年)
青少年識字率(15-24歳)	全体	81%(2010年)	84%(2015年)
	男性	85%(2010年)	87%(2015年)
	女性	76%(2010年)	80%(2015年)
初等教育総就学率	全体	104%	113%
	男性	117%	120%
	女性	96%	107%
初等教育純就学率	全体	84%	95%
	男性	データなし	97%(2012年)
	女性	データなし	86%(2012年)
初等教育修了率 (*1)	全体	67%(2009年)	72%(2014年)
	男性	73%	76%
	女性	62%	68%
前期中等教育総就学率	全体	42%(2008年)	59%(2013年)
	男性	47%(2008年)	64%(2013年)
	女性	37%(2008年)	54%(2013年)
前期中等教育総修了率	全体	25%(2009年)	39%(2013年)
	男性	データなし	41%(2013年)
	女性	データなし	38%(2013年)
高等教育総就学率	全体	7%(2006年)	12%(2011年)
	男性	8%(2006年)	14%(2011年)
	女性	6%(2006年)	10%(2011年)

出所: (1) World Bank database <a href="http://data.worldbank.org">http://data.worldbank.org</a> その他 UNESCO <a href="http://data.uis.unesco.org">http://data.uis.unesco.org</a>

## 1.6 保健医療関連指標

出生時平均余命

年	2008	2013
全体	52.9 歳	55.0 歳
男性	51.9 歳	53.9 歳
女性	53.8 歳	56.2 歳

出所: World Bank database <a href="http://data.worldbank.org">http://data.worldbank.org</a>

## リプロダクティブ・ヘルス

	2009	2014
妊産婦死亡率(出生10万件あたり)	696	609
合計特殊出生率	5.17	4.78
	(2008年)	(2013年)
避妊実行率(15-49 歳)	データなし	23.4%
		(2011年)
産前検診受診率(1回以上)	82%	85%
	(2006年)	(2011年)
資格のある医療従事者が立ち会った出産の割合	63%	64%
	(2006年)	(2011年)

出所: World Bank database <a href="http://data.worldbank.org">http://data.worldbank.org</a>

## 子どもの健康

1 C O V ME/K			
年		2009	2014
乳児死亡率(出生1,000件あたり)	全体	68.8	58.6
	男児	72	データなし
		(2010年)	
	女児	60	データなし
		(2010年)	
5歳未満児死亡率(出生1,000件あたり)	全体	109	90.6
	男児	111	データなし
		(2010年)	
	女児	98	データなし
		(2010年)	
年齢に見合う体重に不足している子ども	全体	データなし	15.1%
の割合(5 歳未満児)			(2011年)
	男児	データなし	15.8%
			(2011年)
	女児	データなし	14.5%
			(2011年)
ワクチン接種率(12-23 カ月児)	DPT	80%	87%
	はしか	74%	80%

出所: World Bank database <a href="http://data.worldbank.org">http://data.worldbank.org</a>

## 1.7 ジェンダー条約、法律等

ジェンダー関連国際条約等の批准

批准年	条約・基準
1970	ILO 条約 100 号 (同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報
	酬に関する条約)(Equal Remuneration Convention)
1988	ILO条約111号(雇用及び職業についての差別待遇に関する条約)
	(Discrimination (Employment and Occupation) Convention)
1994	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条
	約) (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against
	Women: CEDAW)

出所: ILO http://www.ilo.org

UN Women http://www.unwomen.org

## ジェンダー平等及び女性の保護のための法律

年	法律
1804	民法(Civil Code):家庭における男女の権利保護を規定。
	これを補完する 1981 年の政令 (Ordinance) No.81/02 において、結婚・
	離婚における男女平等を規定。
1974	政令 No.74/1: 土地所有について規定。2005年の法令(Decree)
	No.2005/481 で男女ともに土地を所有できることを明記。
1990	法律(Law) No.90/053: 結社の自由を規定。女性も男性と同様に団体を
	結成・団体に加入する自由を認める。
1992	労働法(Labour Code):労働を男女の基本的人権として認定。
1996	憲法:基本的人権と男女平等を規定。
1999	法律(1999 年 12 月 19 日): 女性の移動に関し夫の許可不要とする。
2004	法律 No.2004/016: 国家人権・自由委員会 (National Commission on Human
	Rights and Freedoms)を設立。女性の課題も取り扱う。

出所: Ministère de la Promotion de la Femme et de la Famille (MINPROFF), "National Gender Policy Document 2011-2020"

## 2. 社会・経済事情及びジェンダー事情の概要

#### 2.1 社会経済事情の概要

カメルーンはアフリカ中部に位置し、面積は 475,650 平方キロメートルである。南西部は大西洋に面し、西はナイジェリア、南はコンゴ共和国、ガボン、赤道ギニア、東は中央アフリカ共和国、北西はチャドと接している。

230以上の部族が存在する。宗教は、キリスト教約69%、イスラム教21%、その他約10%となっている。一夫一妻婚が基本であるが、一夫多妻婚も伝統的に存在する。

公用語はフランス語と英語であり、全 10 州のうち 8 州はフランス語を、2 州 (北西州・南西州) は英語を公用語としている。

国家開発政策としては「2035年までのカメルーン長期ビジョン」(Cameroon's long term vision by 2035)があり、民主化と、多様性の中での統一を基本的な価値観としている。性別のみならず、部族、出身地、言語、宗教等の多様性を重視しており、組織等における人選については多様性を重視してバランスをとる努力をしている。「2035年までのカメルーン長期ビジョン」のうち 2010年から 2020年までの 10年間をカバーする戦略として、2008年、カメルーン政府は成長・雇用戦略文書(Document de Stratégie pour la Croissance et l'Emploi: DSCE)  $^4$ を作成した。DSCE の目標は以下のとおりである。

- 年経済成長率平均5.5%を達成する。
- フォーマルセクターの雇用創出により、不完全雇用 (underemployment) 率75.8%
   を2020年には50%未満まで減らす。
- 貧困率を2007年の39.9%から、2020年には28.7%まで減らす。

#### 2.2 人口

カメルーンの人口は 2015 年時点で約 2,300 万人であり、2010 年から 2015 年までの人口増加率は 2.51 である。出生時平均余命は 2013 年統計によれば、全体で 55 歳、男性が 54 歳、女性が 56 歳である  $^5$ 。2010 年のデータ  $^6$ によると、15 歳以下が人口の約 44%を占めているのに対し、60 歳以上は 5%に過ぎず、若年層が多い人口構成となっている。

表1 カメルーンの人口

(単位:千人)

年	2010	2011	2012	2013	2014	2015
全体	20,591	21,119	21,659	22,211	22,773	23,334
男性	10,288	10,354	10,826	11,103	11,385	11,672
女性	10,302	10,565	10,833	11,108	11,388	11,672

出所: United Nations Population Division https://esa.un.org/unpd/wpp/Download/Standard/Population/

http://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Project-and-Operations/Cameroon%20DSCE2009.pdf

<sup>4</sup> アフリカ開発銀行サイト

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> World Bank database. http://data.worldbank.org

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> MINPROFF, "National Gender Policy Document 2011-2020".

#### 2.3 ジェンダー事情の概要

カメルーン女性のエンパワメント・家族省(Ministry of Women's Empowerment and Family / Ministère de la Promotion de la Femme et de la Famille: MINPROFF)の「国家ジェ ンダー政策文書 (National Gender Policy Document) 2011-2020」によると、カメルーン のジェンダー事情は地域や部族、宗教によって異なるものの、一般的に、男性が生産労 働・公的な役割を担い、女性が再生産労働や家庭での役割を担うという、従来からの性 別役割に係る価値観が根強く存在する。女性は家庭中心に活動し、公の場には出ないと いう意識が伝統的である。世帯主が女性の家庭は全体の26%を占める(2007年データ)。 女性の結婚は早く、半数は17~18歳までに最初の結婚をしている。一夫一妻婚が69%、 一夫多妻婚が 29%を占める。子供を産むことが女性の最も重要な役割であるという価値 観が、高い出生率(2014 年の合計特殊出生率 4.78(前掲世銀データ))につながって いる。世銀のカメルーン国別援助戦略 2010-2013 (Country Assistance Strategy for the Republic of Cameroon for the Period Fiscal Year 2010-2013)によれば、2010年の合計特殊 出生率は全国平均 5.2 に対し、都市部では 4.2、農村部では 6.4 であった。国家ジェンダ 一政策文書によれば、時代の変化に伴い、カメルーンにおける男女の在り方に対する意 識も変わりつつあるが、都市部と農村部、高学歴女性とそうでない女性には違いがあり、 それぞれ後者の方が従来からの価値観を保持している。本件調査の現地関係者インタビ ューによると、農村部においては、夫が妻よりもかなり年上で、女性が10代のうちに 他の村から嫁いでくる例が多く、夫に対して対等にふるまうことが難しいと言われてい る。都市部においては、農村部に比較すると男女の関係はより対等であるが、世帯の主 な稼ぎ手は男性で、家事・子育ては女性の役割であるという価値観は農村部と同じであ る。また、都市部の一般世帯では幼稚園・保育園を利用することはそれほど多くなく、 女性が仕事をしている間、子どもは家族(自分の親など)に預けることが多いとのこと である。

女性の労働参加率は高く、世帯の収入に貢献しているが、女性の労働は、実際の仕事 内容の軽重や収入の多寡に関わらず、世帯の主たる収入源というよりは、夫の収入を補 完するものと見なされて軽視される傾向がある。

#### 2.4 貧困

2008 年に策定された雇用創出戦略文書 (DSCE) では貧困率を 2007 年の 39.9%から 2020 年には 28.7%にまで削減することを目標としている。ここ数年の国内純生産の年成長率は平均 7%であり、貧困率の目標達成は可能であるが、貧困層も裨益するような富の再分配の政策、特に農業と、農工業 (agro-industry) を重視し農産物に付加価値を付けることが必要とされている。また、質の高い雇用の創出を促進し、若者や貧困層が裨益するような政策が必要とされている。DSCE においては、教育・保健・雇用などにお

ける女性の状況が分析されており、その内容は本報告書の各項で述べる内容と一致している。

2014 年、カメルーン統計局(Institut National de la Statistique)による第 4 回カメルーン世帯調査(Enquête Camerounaise Auprès des Ménages: ECAM 4)が実施された(第 3 回は 2007 年に実施)。2015 年に取りまとめられた仮報告書(Preliminary Report)<sup>7</sup>の要点は以下のとおりである。仮報告書にはジェンダーに関する記載は見受けられない <sup>8</sup>。

- 貧困の定義は、大人一人当たり年間 339,715FCFA (一日当たり 931 FCFA) 以下の消費とした。2014年時点の貧困率は 37.5%となり、2007年(第3回調査)の 39.9% よりも若干減少した <sup>9</sup>。しかし、2014年の貧困人口は 810万人であり、2007年の710万人よりも増加した。都市部よりも農村部の方が貧困率が高い。また貧富の差が大きく、最も豊かな 20%の層は、最も貧しい 20%の層の約 10 倍を消費している。
- 2007年から2014年の期間は、第3次産業と公的機関で雇用が増えた一方で、民間企業では一般的に雇用が控えられた。都市部ではインフォーマルセクターが収入確保・貧困緩和にある程度貢献した。

女性の貧困について最新のデータはないが、前回 ECAM 調査 (ECAM3、2007 年)では、女性の貧困率は 2001 年の 40.5%から 2007 年の 33.4%に改善した <sup>10</sup>。農村部の方が女性の貧困は深刻である。農村部では収入手段が多くの場合小規模な農業に限られている。女性の教育レベル、技術、知識、土地等の資産や生産手段へのアクセスが男性よりも劣ること、女性は主に換金作物よりも自家消費用作物を栽培していること、世帯・事業の代表が多くの場合男性であり女性は補助的役割を担うとみなされていること、農作業と家事との両立のため時間・体力に余裕がないことから、収入を改善することは農村女性にとって困難である。

#### 2.5 教育

教育の男女格差は、前掲世銀データ(初等教育純就学率:男子97%、女子86%(2012年)、初等教育修了率:男子76%、女子68%(2014年)、前期中等教育総修了率:男子41%、女子38%(2013年)、高等教育総就学率:男子14%、女子10%(2011年))が示すとおり改善しつつあるものの、教育レベルが上がるほど格差が拡大する状況は変わっていない。識字率も男女差がある(成人男性81%、女性69%、青少年男性87%、女性80%(2015年))。国家ジェンダー政策文書では、これら男女格差の原因として、女子の教育に価値を見出さない(将来の役割・職業を考えると教育を受けさせる価値がないと考える)家庭があること、教育費の捻出に苦労する家庭では女子よりも男子の教

http://www.un.org/womenwatch/daw/csw/csw56/general-discussions/member-states/Cameroon.pdf

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup>カメルーン統計局 <a href="http://www.statistics-cameroon.org/news.php?id=311">http://www.statistics-cameroon.org/news.php?id=311</a>

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 古いデータであるが、MINPROFF の 2012 年調査"Femmes et Hommes au Cameroun en 2012"によると、2007年の貧困率は男性 41.6%、女性 33.4%であった。

 $<sup>^9</sup>$  貧困率は、2001 年(第 2 回調査)は 40%、1996 年(第 1 回調査)は 53%であった。

<sup>10</sup> MINPROFF 2012 年 CEDAW における発表資料

育が優先されること(1999 年以降初等教育の学費は無料になったが、学用品や衣服などの費用はかかる)、女子を家事や農作業等に従事させること、低年齢での結婚・妊娠、学校や通学中に女児が暴力を受ける可能性を懸念する家庭もあること、学校に女子トイレが十分整備されていないこと等が挙げられている。

カメルーン政府は、1999 年に初等教育の学費を無料にしたことで、就学率を上げることができた。しかし、世銀のカメルーン国別援助戦略 2010-2013 によれば、児童の数に比べて教師が不足していることや、適切な教材がないこと等、教育の質が課題である。その後、教室を建設して一教室当たりの児童数を削減する、教員の意欲を高めるため給与を増やす、教師の採用数を増やす、基本的な学用品一式を学校に配布するなどの対策を行った。

職業訓練については、国家ジェンダー政策文書によれば、学生の男女比は男性 55%、女性 45% (2009 年) であり、中途退学率は男性 11%、女性 14%であった。女性の専攻は家政、服飾、秘書等、伝統的に女性の仕事とされている分野が多い。

#### 2.6 保健

#### 【母子保健】

直近の世銀データによれは、妊産婦死亡率は 2009 年の 696 から 2014 年の 609 に、産前検診を最低 1 回受診した妊婦の割合は同期間で 82%から 85%に、資格のある医療従事者の下での出産の割合は 63%から 64%に、それぞれ若干改善した。世銀のカメルーン国別援助戦略 2010-2013 によれば、2010 年の合計特殊出生率は全国平均 5.2、農村部 6.4、都市部 4.2 であった 11。妊産婦死亡率が未だ高い原因の一つとして、医療機関にかかることについての患者側の決断が遅いこと、患者の医療機関への到着が遅いこと、医療機関における初期診断の質の低さ、低年齢での妊娠・分娩による身体的負担が挙げられている(国家ジェンダー政策文書)。2010 年の避妊実行率 12は全国で 14%であったが、北部州と極北州では 3%と低かった。避妊実行率は女性の教育レベルや収入と比例し、これらが低いほど夫・パートナーに対して使用を主張できない傾向があると報告されている。

子どもの健康に関しては、乳児死亡率は 2009 年と 2014 年を比較すると、68.8 から58.6 へ、5 歳未満児死亡率は 109 から 90.6 へ、ワクチン接種率は三種混合ワクチン (ジフテリア、百日ぜき、破傷風) (Diphtheria, Pertussis, Tetanus: DPT) が 80%から 87%へ、はしかが 74%から 80%へ、それぞれ若干改善した。前掲世銀データから、乳児死亡率は男児 72、女児 60、5 歳未満児死亡率は男児 111、女児 98 (2010 年) となっている。

12

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> MINPROFF, "National Gender Policy Document 2011-2010". 2013 年の世銀データによる合計特殊出生率は 4.78 であった。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> 2011 年の世銀データによる避妊実行率は 23.4% であった。

#### 【栄養】

世界栄養報告書(Global Nutrition Report)の2011年データ<sup>13</sup>によると、カメルーンの5歳未満児の急性栄養不良(Wasting)率は6%となっている。また、5歳未満児の慢性栄養不良(Stunting)率は、1991年の36%から2011年の33%と、改善の度合いは小さい。2011年の世銀データによれば、年齢に見合う体重に不足している5歳未満児の割合は、全体で15.1%、男児は15.8%、女児は14.5%となっており、男女差はない。

## 【HIV/エイズ】

カメルーン政府と UNAIDS の報告書 <sup>14</sup>によれば、2011 年時点で、HIV 感染率は全体で 4.3%であるが、女性(5.6%)が男性(2.9%)の 2 倍近くとなっていた。また、2012 年の調査によれば、妊婦の HIV 感染率は 7.8%と高かった。自分が HIV に感染しているかどうか知っている女性は 49%に過ぎず、男性の 60%よりも低い。カメルーン政府は、教育によって行動変容を促すことや、HIV 検査の普及、避妊具の普及、母子感染予防を通じての「HIV と性感染症の予防」と、「治療へのアクセス」、また、精神的・経済的な支援や、差別の撲滅等「感染者への支援」を改善・強化することを目指している。

#### 2.7 農業

農業・農村開発省(Ministry of Agriculture and Rural Development / Ministère de l'Agriculture et du Développement Rural: MINADER) によれば、女性の 69%、男性の 59% が農業に従事している。農業はカメルーンの国内総生産(GDP)の 20%を占めている。 家庭消費用の作物(メイズ、キャッサバ、米、プランテーン、グラウンドナッツ等)は 主に女性が栽培し、換金用作物(コーヒー、カカオ等)は主に男性が栽培するという分 業が従来から存在する。土地の所有は法律上は男女平等になっているが、実際は男性が 土地を相続することが多い。換金用作物の栽培には、土地や、種苗・肥料、器具、資金 を得ることが必要であるが、担保となる土地や財産を持たない女性にとっては難しい。 家畜に関しては、女性は鶏、羊、山羊などの小型の家畜を飼育し、男性は牛を飼育する ことが多い。漁業においても、大型の船を使うものは男性が、一方で、沿岸で小舟等を 使うものや、魚介の加工・販売は女性という分担がある。男性・若者が町に出たり他の 仕事についていたりするため、女性や老人が農業を主に担っている場所も多い。農業従 事者の中で女性の割合は70%以上を占めているが、女性は自家消費用作物の栽培、小型 家畜の飼育、力仕事よりは手先の器用さや忍耐を要する仕事や補助的とされる作業を担 当しているため、女性の存在感や労働の価値が過小評価される傾向にある。訓練・研修 にも男性のほうが多く参加している。しかし女性は、農作業から作物の販売に至るまで の多くの作業を同時並行的に行っており、その働きは決して小さくない。農村部には農

<sup>13</sup> http://globalnutritionreport.org/files/2014/11/gnr14 cp cameroon.pdf

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> カメルーン政府・UNAIDS, "Rapport National de Suivi de la Declaration Politique sur le VIH/SIDA, Global Aids Response Progress (GARP)" (2015)

民女性グループも数多くある。地域性や個人の性格にもよるが、農村部の女性は意思決定を男性に任せる傾向がある。JICA の陸稲栽培プロジェクトにおいては、MINADER は、仕事・訓練の参加は住民の意思に任せており、特に女性の参加を促進するような手段はとっていない。

農業・農村部において、女性が直面している課題は以下のとおりである。

- 生産手段(土地、融資、機材、情報、訓練、資本)を手に入れにくい。
- 適正な機材や技術を持っていないため、生産性を改善できない。
- 農地が限られている。
- 農村女性が利用できる社会保障システムがない。
- 農民女性を組織化する場合、能力が十分でない。
- 農村女性の中には非識字者もおり、情報が十分入手できず、自らの権利について 理解が不足している。
- 農民はジェンダーに関する理解が不足しており、女性の権利を守るための法的手段を行使できない。

国家農業政策 (Plan National d'Investissement Agricole du Cameroon: PNIA 2014-2020) においては、以上で述べたような農業・農村部における女性の状況を分析した上で、ジェンダー主流化促進をうたっている。具体的には、農民女性の能力強化、農村における女性と若者の権利保護、若者の農業に対する関心強化を行うとしている。

MINADER によれば職場として性差別はなく、特に本省では女性職員も多い。2015年10月時点で省の上級幹部33名中8名が女性である。しかし地方部の現場では男性の割合が大きくなる。MINADERのジェンダーフォーカルポイントによれば、カメルーンでは多様性を重視していることもあり、省内でジェンダー主流化・女性のエンパワメントに対する抵抗感はない。しかし、取組の結果が十分目に見えないため、成果を測るための指標が欲しい、また、さらなるジェンダートレーニングが望ましいとの意見であった。

MINADER のジェンダーフォーカルポイントは、MINPROFF や他の援助機関と連携しつつ、省内のジェンダートレーニングや、事業計画時の質問票にジェンダー関連項目が含まれることの確認など、ジェンダー主流化を進めている。女性グループや、商工会議所とも面会し、啓発活動を行った。10月15日の国際農村女性の日には、MINADERとして農業展示会を行ったり、農村女性に融資について知らせることを目的とする番組を放送したりした。

本件調査の対象セクターの一つ「環境保全」分野においては、JICA は森林・野生動物省(Ministry of Forestry and Wildlife / Ministère des Forêts et de la Faune: MINFOF)をカウンターパートとして森林保全にかかる能力強化を目的とした事業を実施しているた

め、MINFOFにインタビューを行った。森林分野は伝統的に男性中心のセクターであり、地方の現場で目に付くのはほぼ男性である。女性も森林で働いてはいるが、男性の補助をしていると考えられており、表には出てこない。MINFOFでは、カナダ開発庁(Canadian International Development Agency: CIDA)の協力で2008年にジェンダー主流化事業を実施した。内容は、ジェンダーに関する啓発活動、トレーニング、調査研究等であった。しかし、CIDAの事業が終了し資金が尽きた後、MINFOFはジェンダー関連活動を特に行っていない。現在、MINFOFのジェンダー戦略と年間活動計画を作成しているが、ここにも資金の問題がある。ジェンダー主流化のためのチェックリストなど、ツールは開発されたが、十分使用されているとはいえない。省幹部(大臣から部長まで)の中で女性の割合は17%であり、他の省に比べると少ない。

## 2.8 雇用·経済活動

#### 【女性労働全般】

世銀データによれば、2013年のカメルーン国民(15-64歳)の労働参加率は全体で71%、男性が77%、女性が65%となっている。国家ジェンダー政策文書によれば、カメルーン国民の中で正規労働者の割合は53%であり、男性の場合は61%、女性の場合は45%である。公的機関の場合、後述のとおり女性職員の割合を最低30%にすることを目指している。職位ごとの女性の割合は、カテゴリーD(単純・補助的職種)では44%であるが、カテゴリーA2(管理職。職位分けの最高ランク)では17%となっており、上位の職種ほど女性が少ない。民間企業の場合は、管理職の割合は男性社員のうち1.6%、女性社員のうち0.7%である。インフォーマルセクターにおいては、就業者の55%が女性と言われている。

前掲世銀データでは、2014年の一人当たり年間国民総所得は男性 3,341 ドル、女性が 2,266 ドルであり、女性の数値が男性の約 68%となっている。児童労働に関しては、6 歳から 14 歳までの児童で労働に携わっている割合は全体で 8.6%であり、男児は 8.0%、女児は 9.1%である。また、農村部では 12.6%、都市部では 2.4%となっている。

産業別に女性の労働状況を見ると、前述のとおり、農業においては男女の役割分担があり、女性の労働は過少評価されがちである。また、農民女性は、土地や融資、近代的な農業技術へのアクセスが困難である。工業においては女性の経営者は少なく、女性の多くは軽工業の労働者として働いていると見られている。サービス業については、女性は農産物加工品や手工芸品等の小売業に携わる者が多い。

#### 【中小企業振興・起業家支援】

中小企業・社会経済・手工業省(Ministry of Small and Medium-sized Enterprises, Social Economy and Handicrafts / Ministère des Petites et Moyennes Entreprises de l'Economie Sociale et de l'Artisanat: MINPMEESA)の下に 2005 年に設立された「企業設立登録セン

ター」(Centre de Formalités de Création d'Entreprises: CFCE)は全国に8つの事務所を有している。企業設立にかかわる手続きを一カ所で行うことができ、72 時間以内に手続きを完了できるとしている。表2、表3で示すとおり、新規設立企業の中で女性が占める割合は年々増加している。CFCEでは女性起業家に特化した支援は行っていないものの、女性が多数を占める食品加工・販売や手工芸品製作・販売等インフォーマルセクターの事業を正規化することに力を入れている。具体的には、融資や訓練を受けられる可能性が高まるなどの正規化の利点についてメディアを通じて啓発活動をしている。

表 2 新規設立された中小企業数(全国、2010年から2015年第2四半期まで)

CFCE 事務所(所在州)	男性所有	女性所有	合計
Yaoundé(中央州)	12,728	6,096	18,824
Douala (リトラル州)	11,028	4,224	15,252
Bafoussam (西部州)	479	222	701
Bamenda (北西州)	485	234	719
Garoua(北部州)	408	182	590
Limbé(南西州)	119	108	227
Ebolowa(南部州)	41	61	102
Maroua (極北州)	127	28	155
合計	25,415	11,155	25,415
	(69.5%)	(30.5%)	

出所: Centre de formalités de Création d'Entreprises (CFCE)

表3 ヤウンデで新規設立された中小企業数

年	男性所有	女性所有	合計
2010	196	39	235
	(84%)	(16%)	
2011	1,360	340	1,700
	(80%)	(20%)	
2012	2,634	911	3,545
	(74%)	(26%)	
2013	3,734	1,406	5,140
	(73%)	(27%)	
2014	4,109	2,284	6,393
	(64%)	(36%)	
2015 第1四半期	3,171	1,221	4,392
	(72%)	(28%)	
合計	12,033	6,201	18,234
	(66%)	(34%)	

出所: Centre de formalités de Création d'Entreprises (CFCE)

ビジネスにおいて、女性を特に対象にした法律はない。ビジネスにおける女性の活動 状況は地域によって異なるものの、全国 10 州全てに女性起業家の団体がある。 MINPMEESA は、女性だけでなく、若者や障害者の支援も重要と考えている。 法律上、土地の所有・相続は男女平等となっているが、実際には男性が相続することが多く、土地を所有しない女性は、資金調達の際に担保を用意できない。2010 年時点でマイクロファイナンス機関が426 あるが、その顧客の中で女性が占める割合は約12%と少なかった。

MINPMEESA は地域開発を目的とした社会企業グループ (social economy と呼ばれている) に資金援助を行っているが、2014年に支援を受けた全国 95 団体のうち、39 団体 (41%) が女性による団体であった。

後述のとおり、国の政策で省職員の 30%は女性であることが求められており、 MINPMEESA にも多くの女性職員がいる。

JICA の「中小企業品質・生産性向上 (KAIZEN) プロジェクト」 (2015 年 10 月~2017 年 10 月) のカメルーン側実施機関は MINPMEESA 及び中小企業庁 (Small and Medium-sized Enterprise Promotion Agency / Agence de Promotion des PME: APME)である。 APME は 2013 年 4 月の政令(décret)No. 2013/092 によって、MINPMEESA の下に設立 された。プロジェクトチームの情報によれば、2014年12月にAPME長官が任命され、 2015年3月に閣僚会議で組織案と人員配置案が承認された。現在も職員の採用中で、具 体的な活動計画はできていない模様である。APME の主な機能は、1)企業登録窓口で あるワンストップショップと、投資(事業拡張)支援窓口の設置、2)企業支援として、 本案件の対象となるコンサルティングを中心としたビジネス開発サービス(Business Development Services: BDS) の提供と、インキュベーション支援の実施、3) 中小企業情 報のデータベース構築、の3点である。本プロジェクトの活動の全てに APME も関わる ことになっているが、未だ職員を採用中で具体的な活動計画もできていないため、 APME のジェンダー方針や活動内容が決定するのは今後のことである。 本プロジェクト についても、ジェンダーを含め、詰めた議論を行うのはこれからである。プロジェクト チームとしては、後述の「5. JICA事業のジェンダー主流化状況」のとおり、ビジネス コンサルタント研修の参加者の選定には女性コンサルタントを、OJT のためビジネスコ ンサルタントを受け入れる企業には女性が経営する企業を一定程度含めるなど、ジェン ダーの視点を考慮する計画である。

#### 2.9 政治参加

カメルーンの省庁等では職員の30%以上を女性が占めることを目標としている。2013年時点でカメルーンの国会議員180名中、女性は56名で、31%を占めていた<sup>15</sup>。公的な職種における女性の割合は以下のとおりである。女性の割合は要職になるほど低い。従来男性中心だった軍隊・警察では女性の割合が増加しているが、統計は整備されていない。

15 Inter-parliamentary Union "Women in Parliament in 2013." http://www.ipu.org/pdf/publications/WIP2013-e.pdf

表 4 公的な職種における女性の割合

職種	女性の割合	出所
国会議員 2013	31%	(1)
州知事(Regional Governor)2009	0%	
県幹部職員(Senior Divisional Officer) 2009	0%	
県職員(Divisional Officer) 2009	1.1%	
市長 (Mayor) 2009	6.8%	
判事(Magistrate)2010	24.3%	
検察官 (Prosecutor) 1960 年 (独立) 以降 2010 年までの累計	2.9%	
省の次官(Secretary General)2008	16.7%	
省の局長(Director)2008	15.9%	
省の副局長(Sub-Director)2008	21.2%	
省の部長(Service Head)2008	27.8%	
省の課長(Bureau Head)2008	34.9%	
大使 2009	2.8%	

出所: (1) Inter-parliamentary Union, "Women in Parliament in 2013" <a href="http://www.ipu.org/pdf/publications/WIP2013-e.pdf">http://www.ipu.org/pdf/publications/WIP2013-e.pdf</a>

(その他) MINPROFF, "National Gender Policy Document 2011-2010"

## 2.10 ジェンダーに基づく暴力 (Gender-based violence)

2011年の人口保健調査 (Demographic and Health Survey) 等 <sup>16</sup>によると、15 歳から 49 歳の女性のジェンダーに基づく暴力を受けた経験は、34%が身体的暴力のみ、8%が性的暴力のみ、21%が両方の経験がある。多くの場合、加害者は夫やパートナー男性をはじめとする家族である。結婚している女性の中では 60%が身体的・性的・精神的暴力を受けた経験があり、43%が負傷の経験がある。

MINPROFF によれば、ジェンダーに基づく暴力の被害女性を支援するセンターが全国に存在する。また、難民女性を支援する事業も実施している。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 2013年の CEDAW における MINPROFF の発表資料より。

#### 3. カメルーン政府のジェンダー主流化への取り組み

#### 3.1 ジェンダー政策

1972 年 5 月に制定された憲法は、基本的原則として人権尊重を掲げ、男性と女性は平等であると規定している。カメルーンは 1994 年 8 月に女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約) (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: CEDAW) を批准した。

2002 年には国家人口政策宣言(National Population Policy Declaration)において、初等教育の普及と、男女の識字率改善、経済社会開発の全ての分野で男女差を改善することがうたわれた。2003 年に策定された貧困削減戦略文書(Poverty Reduction Strategy Paper: PRSP)においては、ジェンダー平等推進が明記された。2009 年の成長・雇用戦略文書(DSCE)においても全ての分野でジェンダー平等を推進することが明記されている。

国家ジェンダー政策文書 (National Gender Policy Document) 2011-2020 は国家長期開発計画である「2035 年までのカメルーン長期ビジョン」 (Cameroon's long term vision by 2035) に基づいて策定された。長期ビジョンの基本理念として、多様性の中での統一及び、女性と男性が平等な権利を有し、開発に公平・平等に参加することがうたわれている。国家ジェンダー政策文書は、平等・公平・社会的正義及び良い統治を基本的な価値観とし、以下を基本理念として掲げている。

- ジェンダー平等は、全ての政策・計画・事業の不可欠な要素である。
- ジェンダー平等は、女性と男性が同じであることを意味してはいない(男女の違いも尊重する)。
- 女性のエンパワメントは、ジェンダー平等を達成するために必要不可欠である。
- 経済・社会・政治の変化のエージェントとして女性の参加を促進することは、ジェンダー平等達成に必要不可欠である。
- 男性と女性のパートナーシップ及び、性差別を排除する手段は、女性と男性の平等を達成することに貢献する。

国家ジェンダー政策文書の目的は、持続的な開発を実現するため、女性と男性にとって公平で平等な社会を作ることである。戦略的分野として以下の 6 点を掲げている。

	衣3 国家シェンター政衆又青の戦略的分野
分野	目標
1. 教育	<ul> <li>教育・訓練・情報に、女性と男性が平等にアクセスできる。</li> <li>家庭及びコミュニティで、女子の教育についての考え方を改善する。</li> <li>女子のドロップアウト率を減らす。</li> <li>女性の非識字率を35%から10%に減らす。</li> </ul>
	• 情報・コミュニケーション・技術(ICT)に関して女性のアクセスを改善する。
2. 保健	保健サービス、特にリプロダクティブ・ヘルスに関して女性のアクセスを改善する。

表 5 国家ジェンダー政策文書の戦略的分野

	• 妊産婦死亡率を最低 50%まで減少させる。
	• 女性の HIV 感染率を 6.8%から 3%に減少させる。
	<ul><li>妊婦及び若い女性の感染症対策を充実させる。</li></ul>
	<ul><li>女性対象の保健・衛生教育を充実させる。</li></ul>
	• マラリア原因の妊産婦死亡を3分の1まで減少させる。
	• 出産可能年齢の女性の避妊実行率を向上させる。
	● リプロダクティブ・ヘルス及び HIV/AIDS、性感染症対策について男性の
	関与を推進する。
3. 経済・	経済・雇用に関して女性と男性の平等の機会を推進する。
雇用	<ul><li>女性の中の貧困者の割合を40.2%から28.7%に減少させる。</li></ul>
	<ul><li>● 農村部を含め、女性の、生産手段へのアクセス及びコントロールを確保</li></ul>
	する。
	• 雇用と職業訓練における女性と男性の不平等を解消する。
	• 女性の起業能力を育成する。
4. 法律	女性の権利を尊重し、社会・文化面の環境を整備する。
	<ul><li>女性の権利と、関係する法律について周知させる。</li></ul>
	• 女性に対する暴力(女性性器切除 Female Genital Mutilation: FGM を含む)
	の経験率を半減する。
	• 人道的な危機の中でも、性に基づく暴力の被害者のリハビリと、加害者
	を適切に処罰する。
	• 女性の権利の保護に関する国の法制を、国際的・地域的な水準に整合さ
	せる。
	<ul><li> ◆ 女性の権利の保護に関する法律の適用・実施を確実にする。</li></ul>
	<ul><li>● 農村部の女性や夫を失った女性特有の課題に対応する。</li></ul>
5. ガバナ	公的分野及び意思決定に関して女性の参加を促進する。
ンス	● 以下の機関において、女性の割合を最低30%確保する。
	国会、政府、政府の諮問委員会(Council Executives)、外交官、軍隊、地方自
	治体(Territorial Administration)、司法、公的機関における戦略的職種(Strategic
	positions in the administration)、国有企業
	<ul><li>女性のリーダーシップを育成する。</li></ul>
6. ジェン	ジェンダー政策推進のための組織枠組みを強化する。
ダー政策	<ul><li>各セクターの政策・予算においてジェンダーを考慮する。</li></ul>
推進	• 国内でジェンダーの専門性を高める。
	• 国際的・地域的なジェンダーに関する提言に関し、その実施状況のモニ
	タリングを効率的に行う。

#### 3.2 ジェンダー平等(女性の地位向上)のためのナショナルマシナリー

中央レベルでは、首相が委員長を務める省庁間ジェンダー委員会(Inter-ministerial Committee)がある。これはジェンダーに関し、全体的な調整や国家ジェンダー政策の実施監理に責任を持ち、年に1度会合を持つ。この下に、MINPROFF が議長を務める技術委員会(Technical Committee)がある。これは国家ジェンダー政策の実施を行う。各省内のジェンダーフォーカルポイントや、市民団体、援助団体等と連携を取りつつ、具体的には、3ヶ月に1度のミーティング等を通じて関係者との協議、政策の実施に係る予算の確保支援、国家ジェンダー政策の実施状況のモニタリング・評価等を実施して

いる。各省のジェンダーフォーカルポイントは、省の政策・事業のジェンダー主流化(例えば、職員対象のジェンダートレーニングの実施、事業計画作成時の質問票にジェンダーに関連する質問が含まれているかの確認を通じてジェンダー視点の確保等)を行う。MINPROFF は、それぞれの省のジェンダー委員会に参加し、各省のジェンダー政策・事業の進捗を確認する。MINPROFFの予算は国全体の5%である。各省が実施するジェンダー関係の事業は、各省ごとに予算を確保することになっている。

地方レベルでは、州(Region)、県(Division)、郡(Sub-Division)にそれぞれジェンダー委員会がある。各レベルのジェンダー委員会がそれぞれの政策を実施する。州ごとに「適正技術センター(Centre de technologie appropriée)」があり、農民女性を対象にした食品加工や生産性向上の研修も実施している。

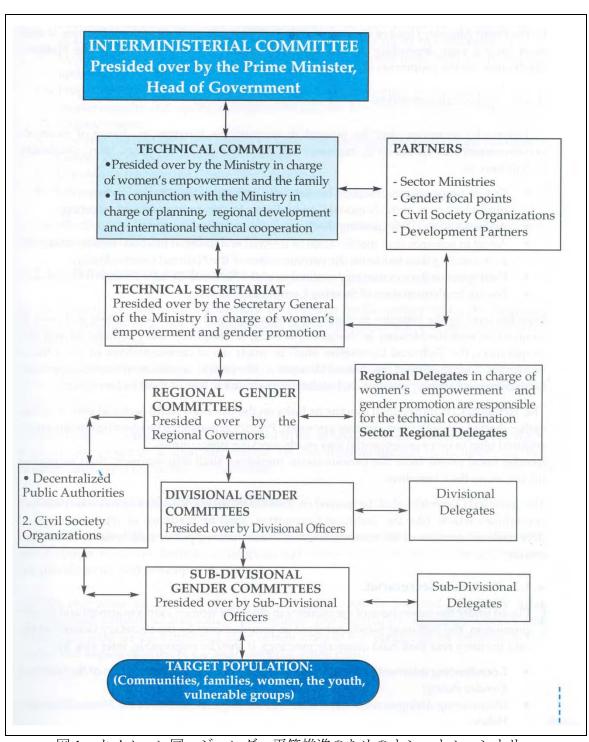


図 1 カメルーン国 ジェンダー平等推進のためのナショナルマシナリー (出所: MINPROFF, "National Gender Policy Document 2011-2010")

## 4. 他の援助機関等の取り組み

他の主な援助機関等のカメルーンにおけるジェンダー関連の活動内容は以下のとおりである。

表 6 主な援助機関等のカメルーンにおけるジェンダー関連活動内容

機関	活動内容
UN Women	4つの優先分野
	1)経済面における女性の活動支援:起業家支援、農業におけるバリュ
	ーチェーン、土地の所有権、農業の生産力強化と技術普及、融資、市
	場へのアクセス。MINPMEESAと協力して、農村部の女性対象の職業
	訓練事業を実施予定である。
	2) ジェンダーに基づく暴力:その防止、法的措置、被害者支援、被害
	者の社会・経済的エンパワメント。
	3) 難民に対する人道的支援
	4) カメルーン政府と国連機関におけるジェンダー主流化促進支援:
	MINPROFF 及び、各省のジェンダーフォーカルポイントの、計画・予
	算策定能力を強化。国連機関等とのジェンダーカフェやテーマ別ジェ
	ンダーグループの集まりを通じて意見交換。
	マケーケル・テジ来よりを通じて忘れ大侠。
	ジェンダー主流化の4つのツール
	1) 政策:政治的意思の醸成、法律整備、政策策定、予算確保
	2) 組織:カメルーンの省庁 (MINPROFF と、各省のジェンダーフォ
	一カルポイント)の能力強化
	3) 市民の啓発
	4) 個別事業:ジェンダー主流化が有用であることを示す(例:道路建
	設プロジェクトや、農業におけるバリューチェーン強化プロジェクト)
ILO	ILO 事業の 4 つの柱
(カメルーン事	1) 労働基準
務所にはジェン	2) 雇用創出
ダー専門家はい	カメルーンでの実施中事業:
ない。アフリカ大	• コミュニティにおける労働集約的事業(住民に研修を行い、住民
陸には2人いる)	が労働を提供し、道路や学校等を建設)。受益者のうち女性の割
	合が最低30%になるようにしている。例えば、建設現場監督を採
	用する際、テストの結果では上位5名が男性だったが、上位3名
	まではそのまま採用し、4人目は女性を採用した。このような対
	応を行うことについて、住民と合意している。
	• インフォーマルセクターの正規化:ILOは「インフォーマルセク
	ターの正規化に関する勧告 204 号」(Recommendation No. 204
	concerning the Transition from the Informal to the Formal Economy) を
	採択した。事業正規化の利点(トレーニング、融資、社会保障、
	BDS へのアクセス)を訴えることにより、正規化を促進。インフ
	ォーマルセクターには女性が多いため、女性零細事業者を支援す
	ることになる。
	3)社会保障
	カメルーンに社会保障システム(健康保険と雇用保険)を導入すべく、
	政府のタスクフォースに協力している。カメルーンでは2014年に国家

	社会保障戦略(National social protection strategy)を制定した。給与と保険料をどのように関連付けるか等を検討中。 UNFPAと協力して、世代間の支援(例えば、若い世代が高齢者世代をどのように支えるか)を研究。UNFPAは人口の観点から、ILOは労働の観点から検討。 4)社会的対話(経営者と労働者間の対話).
	ILOのジェンダー主流化ツールとして、事業のジェンダー主流化ガイドライン(指標の設定について等)がある。
FAO (地域事務所に ジェンダー専門 家がおり、国事務	ジェンダー専門家・フォーカルポイントが、職員のジェンダートレーニング及び、事業のジェンダー主流化を行っている。まずベースラインデータを整備し、それを基に方策を検討する。カメルーンでは 2015 年にジェンダーに関する評価を行った(2015年
所にはジェンダ ーフォーカルポ イントがいる)	11 月時点でドラフトであり、非公開)。 FAO のカメルーンにおける優先分野は以下のとおり。      農村部における持続的な経済成長のための国家戦略作成支援      農村部における雇用創出と資源へのアクセス改善(特に青少年と
	女性対象)
IFAD	MINADER と、「農村部におけるマイクロファイナンス支援事業」(Rural Microfinance Development Support Project / Projet d'appui au développement de la microfinance rurale: PADMIR) を実施している。目的は、収入向上と食料安全保障を通じての貧困削減である。
世銀	MINADER と、「農業投資・市場開発事業」(Agriculture Investment and Market Development Project)を実施している。農産物が市場で売れるよう付加価値を高めることが目的である。
CIDA	女性のための生産力向上プロジェクト (1998年) を実施した。マイクロファイナンス機関と協力し、約 8,000 人の女性に対して事業資金を支援した。
GIZ	2015年から、農村女性の農産物・食品加工販売を支援予定。
農業・漁業・家畜 飼育・林業会議所 (Chambre d'Agriculture, des Pêches, de l'Elevage et des	2015年に、農村女性を対象に、食品加工の研修を実施した。
Forêts: CAPEF) カメルーン友の 会(Cercle des Amis du Cameroun: CERAC)	農村女性を対象に、農機具を供与した。
カメルーン女性 法曹協会 (Association Camerounaise des Femmes Juristes:	法律を女性と子どもに資するよう改正することを目指し、法律の内容や、カメルーンの女性・子どもに関する情報の周知を行っている。

ACAFEJ)	
カメルーン女性	農業分野における女性技術者の活躍と、農村における生活改善を目的
農業技術者協会	に活動している。地域の住民グループと協力し、農民の研修等を実施
(Association	している。
Camerounaise des	
Femmes	
Ingénieurs en	
Agriculture:	
ACAFIA)	
女性に対する暴	暴力の被害者を対象に、シェルターの提供、経済的支援、法的手段を
力対策協会	とる際の資金支援や医療支援等を行っている。暴力防止のためのキャ
(Association de	ンペーンも実施している。
Lutte contre les	
Violences faites	
aux	
Femmes :ALVF)	
カメルーン家族	家族計画、リプロダクティブ・ヘルスの改善を目的にしている。
と女性のための	
国家協会	
(Cameroon	
National	
Association for	
Family and Women:	
CAMNAFAW)	
カメルーン女性	各女性協会の活動をとりまとめ、効果を増大することを目的としてい
協会連合	る。
(Fédération des	
Réseaux des	
Associations Féminines du	
Cameroun:	
FERAFCAM)	

出所: UN Women、ILO、FAO: 現地調査聞き取り

世銀、IFAD: 機関ウェブサイト

 ${\tt CIDA,\ GIZ,\ CAPEF,\ CERAC,\ ACAFEJ,\ ADAFIA,\ ALVF,\ CAMNAFAW,\ FERAFCAM:}$ 

FAO からの聞き取り情報

#### 5 JICA 事業のジェンダー主流化状況

事業のジェンダー主流化においては、必ずしもジェンダーに関係しない本来の事業目的を達成するためにもジェンダー主流化が有益であるという考え方と、「事業目的が何であっても、全ての事業は常にジェンダー平等推進と女性のエンパワメントを目指すべき」という考え方がある。前者は、ジェンダー主流化を行わないことで、事業目的が十分達成されない可能性があるとしてジェンダー主流化の重要性を説く立場であるが、本調査においては、後者の考え方も重視して、各事業のジェンダー主流化状況を分析し、提言を作成する。

本調査においては、民間セクター開発、農業・農村開発、環境保全を対象セクターと した。レビュー対象の事業は以下 4 件であった。

#### 民間セクター開発分野

- ▶ 中小企業振興マスタープラン策定調査(実施期間:2007年7月~2008年12月)
- ▶ 中小企業振興政策支援アドバイザー専門家(派遣期間:2010年1月~2011年3月)
- ▶ 中小企業品質・生産性向上(カイゼン)プロジェクト(実施期間:2015年10月~ 2017年10月)

#### 農業・農村開発分野

▶ 熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト(実施期間:2011年5月~2014年5月)

今回の調査でインタビューした関係機関のジェンダー状況・課題についての見解および現地における観察の結果に基づき、カメルーンにおける事業のジェンダー主流化において一般的な留意事項を以下のとおりまとめる。

- カメルーンは性別だけでなく、民族・言語・宗教・地域などの多様性を重視しており、人選にあたっては様々なグループからバランス良く選ぼうとする意識がある。従って、本調査の関係者インタビューの印象では、中央政府においても地域においても、ジェンダー平等と女性のエンパワメントは当然の方針として捉えられており、抵抗感は少ないように見受けられる。例えば国家ジェンダー政策文書では公務員等について女性の割合を30%以上にすることが明記されており、実際女性職員も多い。また、他援助機関の事業でも、女性の参加を確保するためにアファーマティブ・アクション(積極的差別是正措置)を採用し、受益者の中から、あるポスト・役割の人選を行うにあたって、男性のテスト上位者を飛び越えて女性を登用した例(上述のILO)もあり、事業関係者や住民はこのような人選方法について納得している。従って、女性の参加が少ない事業・現場においては、アファーマティブ・アクションを導入することも一案である。
- アファーマティブ・アクションは、歴史的・社会的な事情で弱者となっている集団 を優遇することで、格差を解消する手段である。女性の参加をとりあえず数として 確保すし、女性の参加確保について政策・事業のコミットメントを明示するもので

あることから、男女の平等な参加への関心を高めるツールとしても有用である。しかし、能力に劣る人物が女性だから選抜されたなどの誹謗中傷を招くこともある。女性の参加を数的に確保した次の段階としては、女性の参加を困難にしている原因 (例えば家事責任や夫の反対など)を分析し、対応策を検討・実施することで、参加の「質」を高める必要がある。アファーマティブ・アクションを導入する際は、導入の理由と期待される効果について、男性を含む事業関係者・住民の理解を事前 に得ることが重要である。

• 農村女性は、男性の前で発言を遠慮する傾向が見受けられる。女性の意見を聴取する際には、女性のみの場を設けることも有効と考えられる。

## 【事業別ジェンダー分析結果・提言】

熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト

実施期間	2011年5月~2016年5月(延長済み)
相手国機関	2011 年 3 月 ~ 2016 年 3 月 (延長 (月 5 )   農業・農村開発省 (MINADER)
7: - 7 7 7 7 7 7 7	
事業対象地域	中央州、東部州、南部州
事業概要	上位目標:プロジェクト対象3州において陸稲の生産量が増加する。
	プロジェクト目標:プロジェクト対象3州のパイロット地域において、陸
	稲を栽培する農家が増加する。
	成果:
	1 プロジェクト圃場における栽培試験により、普及のための陸稲品種・陸
	稲栽培技術が決定される。
	2 陸稲栽培普及のための、さまざまなレベルの関連職員と農業普及員が育
	成される。
	3プロジェクト対象3州のパイロット地域を中心に、陸稲栽培が促進され
	る。
	4 プロジェクト対象パイロット地域の陸稲栽培先進地域において、農家レ
	ベルでの収穫後処理技術が改善される。
特記事項	カスケード方式(農民の中で中核農民(key farmers / producteurs cléfs)を
	選定し、研修を行う。中核農民が、一般農民を指導する)を採用している。
ジェンダー分	プロジェクトでは、普及員、中核農民、一般農民(プロジェクトの研修に
析結果	参加・陸稲栽培)の性別を記録している。性別データの分析は特に行って
	いない。
	例えば、
	2014年には、農民 2,500人が研修に参加し、種苗の配布を受けた。うち
	822 名 (33%) が女性であった。
	2015年9月までには、農民1,909人が研修に参加し、うち1,678人が種苗
	の配布を受けた。うち 562 名 (31%) が女性であった。
	現地調査における関係者インタビュー及び現場での観察の結果は以下の
	とおり。
	• プロジェクトでは女性の参加を促進するような方策は特に行ってい
	ない。しかし、普及員・中核農民・プロジェクト参加一般農民の中に
	女性は一定程度いる。村落の立地や、宗教の影響(イスラム教徒が多
	い地域とキリスト教徒が多い地域では異なる)、普及員の考え方(プ

ロジェクト参加農民の男女構成を意識している者と意識していない 者) 等のため、場所によって状況は異なる。

- 農作業は家族で行っているので、男性(夫)が長・代表として仕切り、 女性を含む他の家族は補助という意識が農民の間にはある。
- 男女の体力差や、役割分担意識に基づき、性別・年齢による作業の割 り振りがある。土を耕すのは男性、苗の植え付けは女性、鳥を追い払 うのは女性・子供など。実際に必要な体力とは関係なく、女性の行う 作業は体力が要らないものとみなされることもある。
- 体力を必要とする作業について、女性は男性を雇うこともある。
- 米以外にも、メイズ、キャッサバ、ヤムなど、他の作物を作っている 農家が大多数である。米はほとんど自家消費用である。
- 農村部においては、一般的に、夫がかなり年上で、妻は10代など若 い年齢で他の村から嫁いでくるため、夫に対する力関係は弱いことが 多い。子供の数は5人以上等で多い。女性は、夫を含め男性が同席し ていると、遠慮して発言を控える傾向があるように見受けられる。
- 町に比較的近い地域等では、男性や青年は町に出て他の仕事をするな どで、農業は女性や老人が担うことが多い。MINADER では、農村生 活や農業について、若者の関心を高めたいとしている。また、女性の リーダーシップ強化を行いたいとしている。

提言

本件では女性が既に一定程度プロジェクトに参加しているが、農民女性の ニーズにより良く対応し、栽培技術の普及と収穫量増加を確実にするた め、今後の類似案件においては以下の点について実施を検討されたい。

提案先:プロジェクトチーム(日本人専門家及びカウンターパート機関) プロジェクト参加の普及員・農民の男女別記録を取り続ける。

- ✓ 女性の割合を計算する。
- ✓ 女性の割合が少ない場合、その理由を分析する。
  - 例)農民研修に参加する女性が少ない。
  - ・家事や農作業等のために研修に参加する時間がとれない。
  - ・不在の間、子供を預けることができない。
  - ・夫が参加に反対する。
  - ・参加意欲のある農民女性が少ない。
- これら障害に対応する方法がとれるかどうか検討する。例えば、研修 に参加する時間が取れない場合、研修の日時や場所を女性も参加しや すいものに設定することや、研修の告知を前広に行って女性が必要な 手配(子供の預け先等)を行う余裕を与えることが考えられる。必要 と認められれば、女性の人数・割合を確保するため、アファーマティ ブ・アクションの導入も有効である。その場合、関係者・住民の合意 を得ることが必要である。具体的には、なぜアファーマティブ・アク ションを導入する必要があるのか(能力・意欲・実績等で劣るかもし れない人を選ぶ可能性) について合意することと、男性関係者(コミ ュニティのリーダー、家族)の理解を得ることが必要である。また、 いずれは、アファーマティブ・アクションをとらずとも女性が普通に 参加できるような方策を検討する(場合によっては、子供の教育等に さかのぼることもあり、年数はかかる可能性がある)。
- 農産物販売促進のための方策を検討・実施する(加工、包装、輸送)。 農業祭への参加や、他の地域の農民女性との交流会など、ネットワー キングの機会を提供する。

✓	既存の住民グループを活用し、リーダーとして活動する女性の力を活
	用する。またそれによって、女性のリーダーシップを高める。
✓	個人差はあるものの、農村女性は男性と同席していると発言を控える
	傾向が見受けられる。女性の意見を的確に把握するには、女性だけの
	場を設けることも有効と考えられる。

## 中小企業振興マスタープラン策定調査

実施期間	2007年7月~2008年12月
相手国機関	中小企業・社会経済・手工業省(MINPMEESA)
事業概要	カメルーン中小企業振興、中でも中小企業の競争力強化に力点をおいたマ
	スタープランの策定を行うことが目的であった。
ジェンダー分	本事業については文献調査のみを行った。報告書内で女性・ジェンダーに
析結果	ついて言及されているのは、現状分析の章の以下の部分であった。
	<ul><li>● 労働人口、労働参加率、失業率、第1次~第3次産業従事者の男女別</li></ul>
	データ。
	• 経営者・給与所得者の男女別状況(女性は6割超が自分でビジネスを
	経営し、3割弱が家族のビジネスを補助している。給与所得者は1割
	以下である。一方男性は、給与所得者は約3割である)
	• インフォーマルセクターの労働者のうち女性の割合(54.7%)。
	• マイクロファイナンス機関の分析(女性客が多く、その比率は最低で
	も 30%、多い機関では 100%)
	その他の部分では、提言部分を含め、女性・ジェンダーに関する言及はな
	かった。
	中小企業の現状と支援ニーズを分析するため、中小企業質問票調査を実施
	したが、対象企業の選定クライテリアは業種と規模であり、経営者の性別
	や従業員の男女比、女性客の多い業種等は考慮されていなかった。
提言	本事業は終了しているため、本事業への提言というよりは、今後の類似案
	件への教訓として以下を提言する。
	相様化・ロナ伽迦木団具及がたみとなった。 1 機関
	提案先:日本側調査団員及びカウンターパート機関   ✓ 女性起業家のニーズにもより良く応えることで中小企業発展に資す
	✓ 女性起業家のニーズにもより良く応えることで中小企業発展に資するため、調査の対象企業の選定基準の中に、経営者の性別、従業員の
	あため、調査の対象企業の選定基準の中に、経営者の性別、従業員の
	対対に(対性・女性の多い正来)、女性各の多い未種を占める。   ✓ 提言の中に、企業のジェンダー視点からの特性(経営者の性別、業種、
	規模、立地(都市・農村)、従業員・顧客の男女比等)を分析した結
	果を含める。
	<b>小で口がる。</b>

## 中小企業振興政策支援アドバイザー専門家

派遣期間	2010年1月~2011年3月
相手国機関	中小企業・社会経済・手工業省(MINPMEESA)
事業概要	MINPMEESA に対して、政策アドバイザーとして、上記マスタープランで
	提言された事項に対してアドバイスを行うことを目的とした。以下の6点
	を重点的に支援した。
	①中小企業基本法の実施段階
	②中小企業振興政策の実施体制確立及び機関設立

	③実施機関が行う中小企業への支援体制、内容、方法
	④新規創業の促進
	⑤生産設備の近代化
	⑥地域・地区支部の活動強化
ジェンダー分	本事業については文献調査のみを行った。業務進捗報告書・完了報告書に
析結果	は、女性・ジェンダーについての言及は皆無であった。
提言	本事業は終了しているため、本事業への提言というよりは、今後の類似案
	件への教訓として以下を提言する。
	提案先:日本人専門家及びカウンターパート機関
	✓ 女性起業家のニーズにもより良く応えることで中小企業発展に資す
	るため、活動・提言の中に、企業のジェンダー視点からの特性(経営
	者の性別、業種、規模、立地(都市・農村)、従業員・顧客の男女比
	等)の分析や、対応策を含める。
	✓ 本専門家がワークショップ開催の際に参加者の性別を記録していた
	か、女性の参加を促進していたかどうかは不明である。今後、研修や
	ワークショップ開催の際は、参加者の性別を記録すること(参加者名
	簿に性別欄を設けるだけでよい)と、女性参加者を一定程度確保する
	ことが必要である。

## 中小企業品質・生産性向上(カイゼン)プロジェクト

実施期間	2015年10月~2017年10月
相手国機関	中小企業・社会経済・手工業省(MINPMEESA)
事業対象地域	ヤウンデ、ドゥアラ
事業概要	事業目標:カメルーンにおいて、中小企業向けビジネス開発サービス
	(Business Development Services: BDS) の提供に向けた戦略、実施のため
	のガイドライン及びコンサルタントの養成プログラムの策定により、新設
	の中小企業支援機関が提供するカイゼン活動のコンサルティング・サービ
	スを軸とした中小企業支援体制の確立に寄与する。
	<u>アウトプット</u> :
	1) MINPMEESA において、BDS 提供の戦略が策定される。
	2) MINPMEESA 及び SME Agency において、コンサルティング・サービ
	スを中心とした BDS 提供のガイドラインが策定される。
	3) SME Agency において、カイゼン活動支援を軸とした BDS を提供する
	コンサルタント養成のためのプログラムが策定される。
ジェンダー分	事業事前評価表では、ジェンダーについて「特に配慮事項なし」と記載さ
析結果	れている。
	カメルーンの中小企業は、企業全体の約75%であり、そのうち女性が所
	有・経営するものが50%を超えていると記載されている。
	   事業実施コンサルタントのインセプション・レポートによれば、ビジネス
	コンサルタント養成は、9週間の研修を3サイクル行う(1回12人=計
	36 人養成) 計画である。研修の最初に1社が12人をまとめて受け入れ、
	その後1人1社でOJTを行う(13社x3=計39社)。
	Cv/     1 / C           C   O
	  プロジェクトチームが計画している本事業のジェンダー主流化方策は以
	下のとおり。

参加企業は、幅広い業種から、所有者・経営者の本プロジェクトへの 参加意欲や、KAIZEN 担当社員を任命する意思等を確認して選定する 予定である。50%程度を、女性が所有・経営しているか、女性社員が 多い企業にすることを考えている。第1サイクルの最初にビジネスコ ンサルタント12人を受け入れる企業は、女性が経営する鉄鋼会社(ド ゥアラ市)を選定済みである。社員50人程度の中、女性幹部も多い。 他国での KAIZEN 事業の経験では、女性は細かいことに気づきやす いので KAIZEN で活躍するが、「掃除は女性の役割」など職場で性 別役割分担を助長する危険性もある。本事業を通じて、職場における 男女平等を促進したい。 養成されるビジネスコンサルタントのうち40%程度を女性にする予 定である(実際のビジネスコンサルタントの男女比は調査中である。 男性が多いと推測される)。 提言 プロジェクトチーム (日本人専門家およびカウンターパート機関) への提 言: 現在計画しているとおりのジェンダー主流化方策を進められたい。 一方で、女性の参加が数値的にある程度確保された後では、参加の「質」 を高める必要がある。 ビジネスコンサルタントの研修への参加状況や、協力先企業社員の KAIZEN 活動への参加状況を観察し、男女の違いの有無を見極め、男女が 等しく参加・裨益するように必要な対策をとることを提言したい。 日本側プロジェクトチーム及び相手国実施機関は、ビジネスコンサルタン トの、研修における成績・発言内容・他の参加者や企業とのコミュニケー ション等を観察・分析。 日本側プロジェクトチーム、相手国実施機関、ビジネスコンサルタントは、

ップ・提案事項・活動結果等を観察・分析。

KAIZEN 活動における、参加企業社員の担当事項・参加意欲・リーダーシ

## 主な参考資料

著者	資料名	出版年
カメルーン政府	Document de Stratégie pour la Croissance et l'Emploi	2007
	(DSCE)	
カメルーン統計局	Enquête Camerounaise Auprès des Ménages (ECAM 4)	2015
	Preliminary Report	
女性のエンパワメント・家	National Gender Policy Document 2011-2020	2010
族省(MINPROFF)		
女性のエンパワメント・家	Femmes et Hommes au Cameroun en 2012	2012
族(MINPROFF)、統計局		
農業・農村開発省	Plan National d'Investissement Agricole du Cameroun	2015
(MINADER)	(PNIA) 2014-2020	
カメルーン政府・UNAIDS	Rapport National de Suivi de la Declaration Politique	2014
	sur le VIH/SIDA Cameroun	
	A Global Aids Response Progress (GARP)	
世銀	Country Assistance Strategy for the Republic of	2010
	Cameroon for the Period Fiscal Year 2010-2013	